

県南広域振興局長告示第45号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和元年8月30日

県南広域振興局長 平野 直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 平泉停車場中尊寺線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
西磐井郡平泉町平泉字志羅山6番1地先から字衣関1番9地先まで	新	m 45.7~7.5	m 1,285.7
	旧	21.6~7.5	1,285.7

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県南広域振興局土木部一関土木センター
- (2) 期間 令和元年8月30日から同年9月30日まで